

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

燕市長 佐 野 大 輔

燕市条例第 1 8 号

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の一部を改正する条例

(燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、
「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児
童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲
げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以
下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第
2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満
3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。)」
を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「、次に掲げるもの」を「次に掲
げるもの」に改め、「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模
保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第
21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び
民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に
関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力
等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等
が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従
事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び
閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯

罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けるこ

とができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

(燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年燕市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項前段中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を削り、「、第47条第2項の規定」を「及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」に改め、同項後段中「燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を削り、「、第47条第2項の規定」を「及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育

士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育事業者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から、第1条中燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。